

消費者団体訴訟制度説明会資料

内閣府国民生活局

目 次

I	消費者団体訴訟制度説明会資料	1
1.	消費者団体訴訟制度導入の背景	3
	（1）消費者被害の増加	3
	（2）消費者契約法とは	4
	①制定の経緯	4
	②現行消費者契約法の概要	6
	③消費者契約法の施行状況	8
	（3）消費者団体訴訟制度の必要性	10
	（4）法律案の提出と国会審議経過等	11
2.	消費者団体訴訟制度とは	13
	（1）制度の概要	13
	（2）消費者団体訴訟制度の効果	14
	（3）差止対象になる行為	16
	（4）適格消費者団体	17
	（5）差止請求の流れ	19
	（6）訴訟手続の特則	20
	（7）消費者・事業者の本制度との関わり方	21
	参考1. 諸外国における消費者団体訴訟制度	22
	参考2. クラスアクションと消費者団体訴訟制度の違い	24
II	消費者団体訴訟制度に関するQ & A	25
III	消費者契約法	31
IV	消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議	49

消費者団体訴訟制度説明会資料



内閣府国民生活局

1. 消費者団体訴訟制度導入の背景

- (1) 消費者被害の増加
- (2) 消費者契約法とは
 - 制定の経緯
 - 現行消費者契約法の概要
 - 消費者契約法の施行状況
- (3) 消費者団体訴訟制度の必要性
- (4) 法律案の提出と国会審議経過等

2. 消費者団体訴訟制度とは

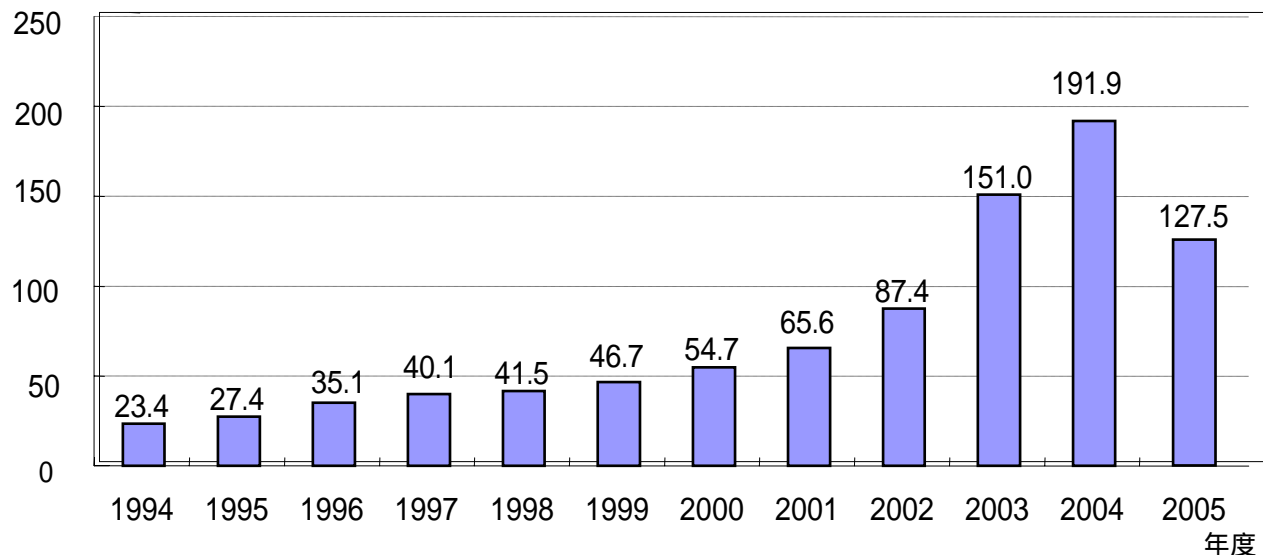
- (1) 制度の概要
 - (2) 消費者団体訴訟制度の効果
 - (3) 差止対象になる行為
 - (4) 適格消費者団体
 - (5) 差止請求の流れ
 - (6) 訴訟手続の特則
 - (7) 消費者・事業者の本制度との関わり方
- 参考1. 諸外国における消費者団体訴訟制度
- 参考2. クラスアクションと消費者団体訴訟制度の違い

1. 消費者団体訴訟制度導入の背景：(1) 消費者被害の増加

消費生活に関する苦情・相談件数が増加している。

- ・2005年度には約128万件(1994年度に比べ約6倍)。
- ・そのうち、契約・解約に関する相談が約83%を占める(販売方法に関する相談は45%)。

相談件数(万件)



(備考)

1. 国民生活センター、全国の消費生活センターに寄せられた苦情・相談件数のうち、2006年5月末現在で全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に登録された件数。
2. これらのうち架空請求事案に関する苦情・相談件数は以下の通り。
2000年度 15,071件 2001年度 17,308件 2002年度 75,749件
2003年度 483,301件 2004年度 675,516件 2005年度 260,811件

(2) 消費者契約法とは： 制定の経緯

- 消費者契約法(平成12年4月制定、13年4月施行)は、消費者と事業者の間で締結される契約(消費者契約)について、一定の場合に、契約の取消しや条項の無効を認めるものである。
- 従来、適正な消費者契約の確保には、民法や個別法による対応がとられてきたが、以下の問題点。
 - 民法:対等な当事者関係を前提としており、消費者問題で民法の規定を活用して速やかに解決を図ることが困難(詐欺や強迫等の要件が厳格、あるいは、一般条項は抽象的)。
 - 個別法:特定の業分野についての行政規制が中心。個別消費者を直接救済するのは少ない。

平成12年4月消費者契約法制定。消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を前提とし、消費者の利益擁護を図ることを目的として制定(参考)。

(参考) 消費者契約に関する規律

包括的規律	民法(私法の一般法)	<ul style="list-style-type: none"> ・対等な当事者関係を基本とし、私人間の契約関係を規律。消費者契約に適用があるとしても、消費者利益の擁護の観点からの規律ではない。
	商法(商人及び商行為に関する民法の特別法)	<ul style="list-style-type: none"> ・事後的救済措置(契約取消、契約条項無効、損害賠償請求)を可能とする裁判規範。
	消費者契約法	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる消費者契約について規律。事業者と消費者との間にある情報の質・量及び交渉力の格差を踏まえ、消費者の利益の擁護を図るため、消費者契約に関するルール規定。 ・事後的救済措置(契約取消、契約条項無効)を可能とする裁判規範
個別分野ごとの規律	業法 (例.特定商取引法、利息制限法、保険業法、…)	<ul style="list-style-type: none"> ・個別業種の取引の特性や実情、契約当事者の利益を踏まえた上で、取引の適正化を図ることを目的として規定。 ・罰則・行政指導・監督を定めることで実効性を確保

現行消費者契約法の概要

[基本的性格]

消費者の利益を擁護するために、民商法の特別法として制定
あらゆる取引分野の消費者契約に幅広く適用される民事ルール

不当な勧誘行為 取消

消費者を誤認させるような勧誘

(4条1・2項)

- ・不実告知
- ・断定的判断の提供
- ・不利益事実の不告知

消費者を困惑させるような勧誘

(4条3項)

- ・不退去
- ・監禁

不当な契約条項 無効

事業者の損害賠償の責任を免除する条項 (8条)

消費者が支払うべき違約金等の額を過大に設定する条項(9条)

信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項 (10条)

「消費者契約法」は、消費者と事業者の間のすべての契約に適用されます

取消できる

不適切な勧誘（①～⑤）で誤認・困惑して契約した場合

無効になる

消費者に一方的に不当・不利益な契約条項（⑥～⑨）の一部または全部

取消ができるのは誤認に気がついた時、または困惑行為の時から6ヶ月、契約の時から5年以内です。

①不実告知

重要な項目について事実と違うことを言う



②断定的判断

将来の変動が不確実なことを断定的に言う



③不利益事実の不告知

利益になることだけ言って、重要な項目について不利益になることを故意に言わない



④不退去

帰って欲しいと言ったのに、帰らない



⑤監禁

帰りたいと言ったのに帰してくれない



⑥事業者の損害賠償責任を免除したり制限する条項



⑦不当に高額な解約損料



⑧不当に高額な遅延損害金（年14.6%以上）



⑨信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する条項



消費者契約法の施行状況

- ・平成13年4月の消費者契約法施行以降、全国の消費生活センター等の消費生活相談の現場において、消費者契約法が相談処理の指針となるなど、有効に活用されている。
- ・また、消費者契約法に関連した判決は約100件（平成18年8月末現在）となり、特に以下の分野では多くの裁判例が集積してきており、消費者の利益擁護に相当程度の効果が現れている。

< 不当な契約条項関連 >

学納金返還訴訟

- ・大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した学納金(入学金・授業料等)の返還を求める訴訟。大学側は学納金を返還しないとする旨の特約についての有効性を主な争点とし、これまで多くの判決が出されてきたが、平成18年11月27日に最高裁判決が示された。
- ・最高裁第二小法廷は、在学契約等に係る不返還特約のうち平均的な損害を超える部分に限って消費者契約法9条1号によって無効とされるとして、消費者契約法施行後(平成13年4月1日)に受験し3月31日までに辞退した者について、授業料等の返還を大学側に命じた一方で、入学金については「入学しうる地位の対価」として大学側は返還義務を負わないとした。(なお、専願等を出願資格とする大学の推薦入学試験等の合格者については、入学辞退の時点において、当該大学において他の入学試験等によって代わりの入学者を通常容易に確保することができる時期を経過していないなどの特段の事情のない限り、授業料等の返還義務を負わないとした。)また、消費者契約法施行以前の事例については、大学側の授業料等の返還義務を認めなかった。(以上は概要であり、詳細は最高裁判所HP (<http://www.courts.go.jp/>)を参照。)

敷金返還訴訟

- ・借家明渡し後、賃借人が賃貸人に対して前納した敷金の返還を求める訴訟。「自然消耗分も含めて賃借人の負担」「支払われた敷金は返還しない」とする旨の特約についての有効性を主な争点とし、これまで高裁レベルも含めて多くの判決が出されている。
- ・特約については、著しく賃借人の権利を制限しまたは賃借人の義務を加重する条項であり、消費者契約法10条により無効とする判決が主流となっている。

< 不当な勧誘行為関連 >

不実告知に基づく取消し

- ・ ファッションリングの購入契約における当該リングの価格について、一般的な小売価格がせいぜい12万円程度であるものを41万4000円程度である旨告げたことについて取消しを認めた(大阪高判平成16年4月22日)。

断定的判断の提供に基づく取消し

- ・ 灯油の商品先物取引における売増しの勧誘に際し、「灯油は必ず下げてくる、上がる事はあり得ないので、50枚売りでやって欲しい。」「上場企業の部長の私を信用して30枚やってもらえませんか。」「当たりの宝くじを買うみたいなものですよ。」などと申し向けたことが断定的判断の提供に該当するとして、売増しの契約の取消しを認めた(名古屋地判平成17年1月26日)。

不退去に基づく取消し

- ・ 自宅の床下に拡散送風機等を設置する請負契約を締結するにつき、消費者が「そのようなものは入れんでいい、必要ない。」などと言っているにもかかわらず、午前11時ころから午後6時30分ころまで勧誘して契約を締結したことについて取消しを認めた(大分簡判平成16年2月19日)。

(3) 消費者団体訴訟制度の必要性

消費者契約に関連した被害は、同種の被害が多数発生。

被害を受けた消費者については消費者契約法により個別的・事後的に救済することはできるが、同種の被害の広がりを防止することは困難。

消費者被害の発生・拡大を防止するため、事業者の不当行為自体を抑止する方策が必要。

消費者全体の利益を守るため、一定の消費者団体に、事業者の不当な行為に対する差止請求権を認める制度(消費者団体訴訟制度)を早期に導入することが必要。

こうした制度は、我が国に先駆け、EU諸国において広く導入されている。

(4) 法律案の提出と国会審議経過等

- ・政府では、消費者契約法制定時の附帯決議(平成12年4月)や司法制度改革推進計画(平成14年閣議決定)等を踏まえ、内閣総理大臣の諮問機関である国民生活審議会消費者政策部会の下に専門の検討委員会(消費者団体訴訟制度検討委員会)を設置し、制度の具体的内容を検討(平成16年4月～平成17年6月)。
- ・内閣府では、消費者団体訴訟制度検討委員会の報告書(「消費者団体訴訟制度の在り方について」(平成17年6月23日)を踏まえ、消費者団体訴訟制度を法案として具体化する作業を行い、消費者契約法の一部を改正する法律案をとりまとめた。同法律案は平成18年3月3日に閣議決定され、同日、国会に提出。平成18年5月31日に全会一致で成立し、6月7日に公布された。改正法は平成19年6月7日から施行される。

(参考)検討具体化の経緯

消費者契約法附帯決議(平成12年4月)

消費者契約法制定時に衆議院商工委員会及び参議院経済・産業委員会において、司法制度改革の動向及び本法の施行状況を踏まえ、差止請求に係る団体訴権について検討を行うべき旨決議。

司法制度改革における議論

司法制度改革審議会意見書(平成13年6月)において、団体訴権の導入、導入する場合の適格団体の決め方等について、法分野毎に個別の実体法で検討を行う旨提言された。これを受け、司法制度改革推進計画(平成14年3月閣議決定)において、上記内容の検討を行うことが決定。

国民生活審議会における議論

国民生活審議会消費者政策部会報告(平成15年5月)において、消費者団体訴訟制度を導入することが必要であり、特に、消費者被害が多発している現状に鑑みると、消費者被害の発生・拡散を防止するための差止制度を早急に導入することが必要である旨提言。

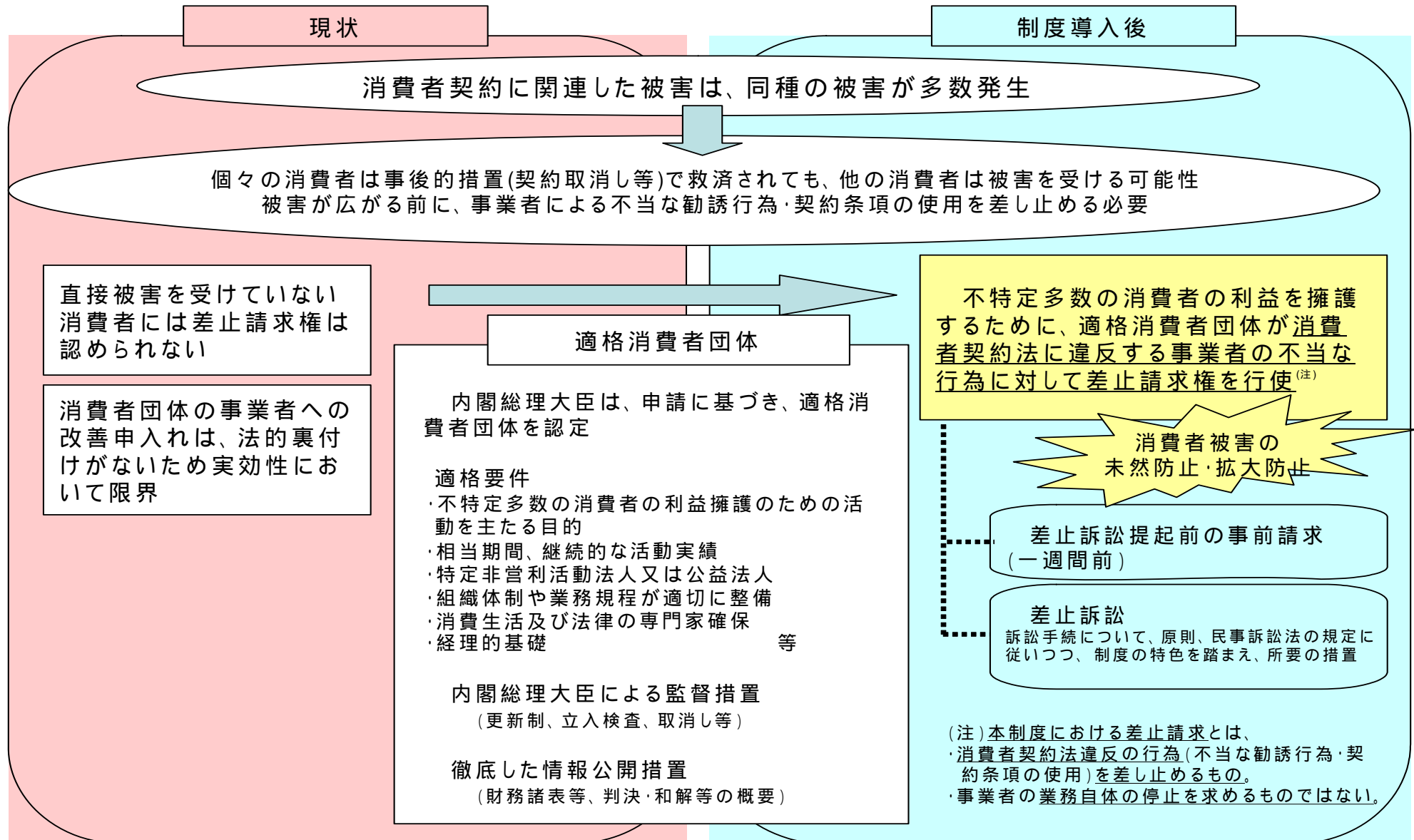
第35回消費者保護会議決定(平成15年7月22日)

消費者保護会議(内閣総理大臣を会長とする閣僚会議)において、消費者団体訴訟制度について、特に、消費者被害が多発している現状に鑑み、不当条項の使用等に対する差止制度の導入を検討する旨決定。

消費者基本計画(平成17年4月8日閣議決定)

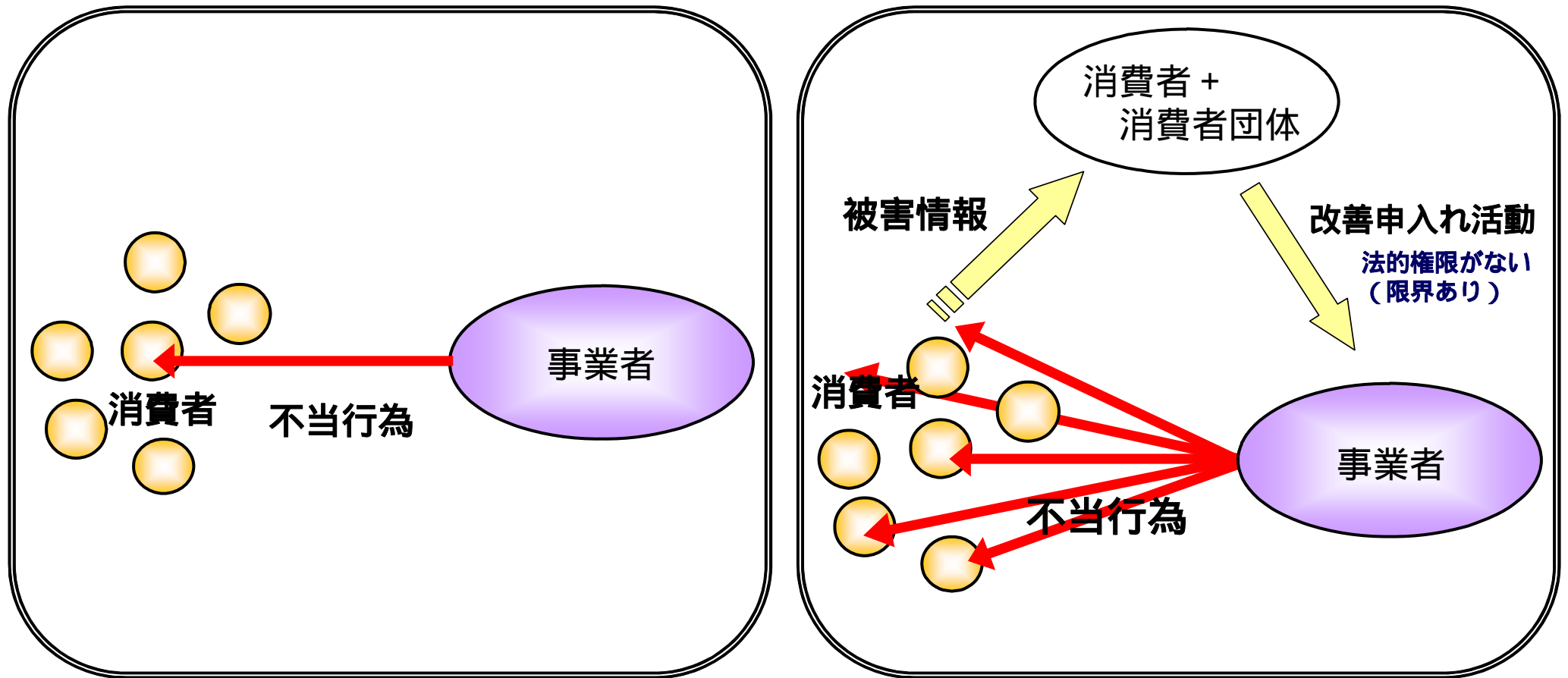
平成17年4月、消費者基本法(従前の消費者保護基本法を議員立法で改正。平成16年6月施行。)に基づき、初めて策定された消費者基本計画において、制度の導入に向けて、消費者契約法を基本として検討し、「平成18年通常国会に関連法案を提出する」旨盛り込む。

2. 消費者団体訴訟制度とは (1) 制度の概要

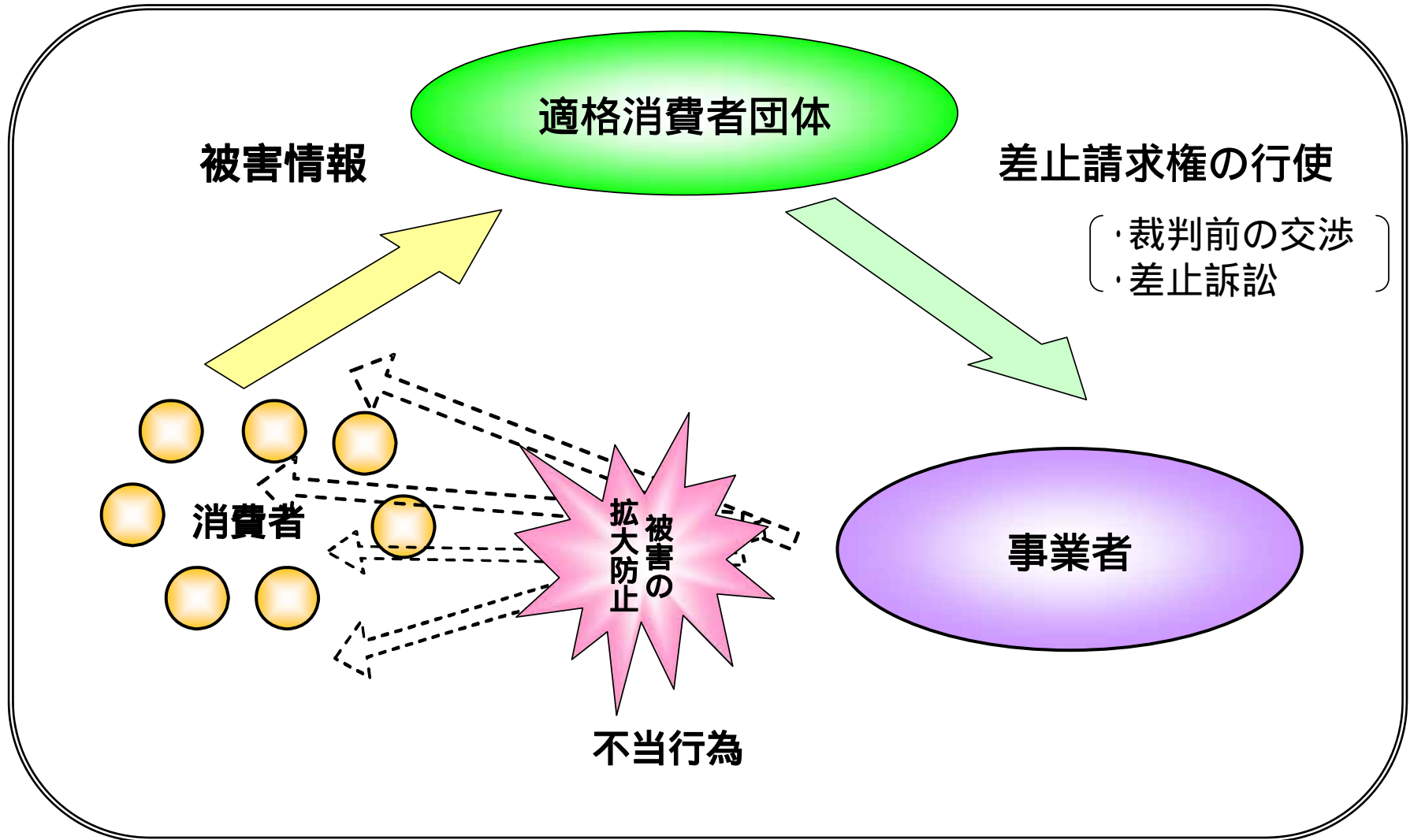


(2) 消費者団体訴訟制度の効果

現 状



制度導入後



(3) 差止対象になる行為

・消費者契約法に違反する事業者の不当行為(不当な勧誘行為、不当な契約条項の使用)が、不特定かつ多数の消費者に対して現に行われている場合又は行われるおそれのある場合に差止めを認める。

消費者契約法における不当勧誘行為、不当契約条項の例

	不当行為の類型	具体的に想定される不当勧誘行為、不当条項の例
不当な勧誘行為	(1) 不実告知(第4条第1項第1号)	・「この機械を取り付ければ電話代が安くなる」と勧誘し、実際にはそのような効果のない機械を販売
	(2) 断定的判断の提供(第4条第1項第2号)	・元本保証のない金融商品を「確実に値上りする」と説明して販売
	(3) 不利益事実の不告知(第4条第2項)	・眺望・日照を阻害する隣接マンション建設計画を知りながら、「眺望・日照良好」と説明し、当該マンション建設計画の事実を説明しないで販売
	(4) 不退去(第4条第3項第1号)	・消費者の自宅等において、消費者が帰ってほしい旨を告げているのに、長時間にわたり勧誘
	(5) 監禁(第4条第3項第2号)	・事業者の販売店等で、消費者が帰りたい旨を告げているのに、長時間にわたり勧誘
不当契約条項の使用	(1) 事業者の損害賠償責任を免除する条項(第8条)	・いかなる理由があっても事業者は一切損害賠償責任を負わないものとする条項
	(2) 消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等(第9条)	・消費者が解約した場合、支払済みの代金を一切返金しないとする条項
	(3) 消費者の利益を一方的に害する条項(第10条)	・賃貸借契約において、借主に過重な原状回復義務を課する条項

(注) 消費者契約法の該当条項を記載。

(4) 適格消費者団体

- ・差止請求権の行使は社会的にも経済的にも大きな影響を与え得るもの。
明確かつ適切な適格要件の設定が必要。
- ・行政(内閣総理大臣)があらかじめ適格要件への適合性(適格性)を公正かつ透明な手続の下に判断し、適格消費者団体を認定。
- ・適格消費者団体に対して、その適格性が認定後も維持されるよう一定の仕組みを整備。

内閣総理大臣が適格消費者団体を認定

適格要件

- ・特定非営利活動法人又は公益法人
- ・不特定多数の消費者の利益擁護のための活動を主たる目的
- ・相当期間、継続的な活動実績
- ・組織体制や業務規程が適切に整備
- ・特定の事業者の関係者もしくは同一業界関係者が、理事の一定割合(1/3、1/2)を超えないこと
- ・消費生活及び法律の専門家確保
- ・経理的基礎 等

適格性が事後的にも担保される仕組みを整備

- ・3年ごとの更新制
- ・行政による報告徴収・立入検査、改善命令、認定取消し等
- ・情報公開・開示
- ・適格消費者団体の責務規定・行為規範を法令等で明確化
 - ・不特定多数の消費者利益のための適切な行使
 - ・権利濫用の禁止
 - ・団体間の相互の連携協力
 - ・財産上の利益の受領の禁止
 - ・政党又は政治的目的のための利用の禁止 等

消費者団体による申請

申請内容の
国民への公告・縦覧

内閣総理大臣による認定・監督(更新制、立入検査、取消し等)

適格消費者団体

【情報収集】

【差止請求】

消費者利益擁護活動(被害情報の収集、事業者の不当行為への改善申入れ等)を主目的とし、相当期間の活動実績を有するNPO法人、公益法人

会員

個人会員
団体会員

検討部門

専門委員
消費生活の専門家
法律の専門家

理事会

適切な理事構成
適正な決定方法 等

事業者

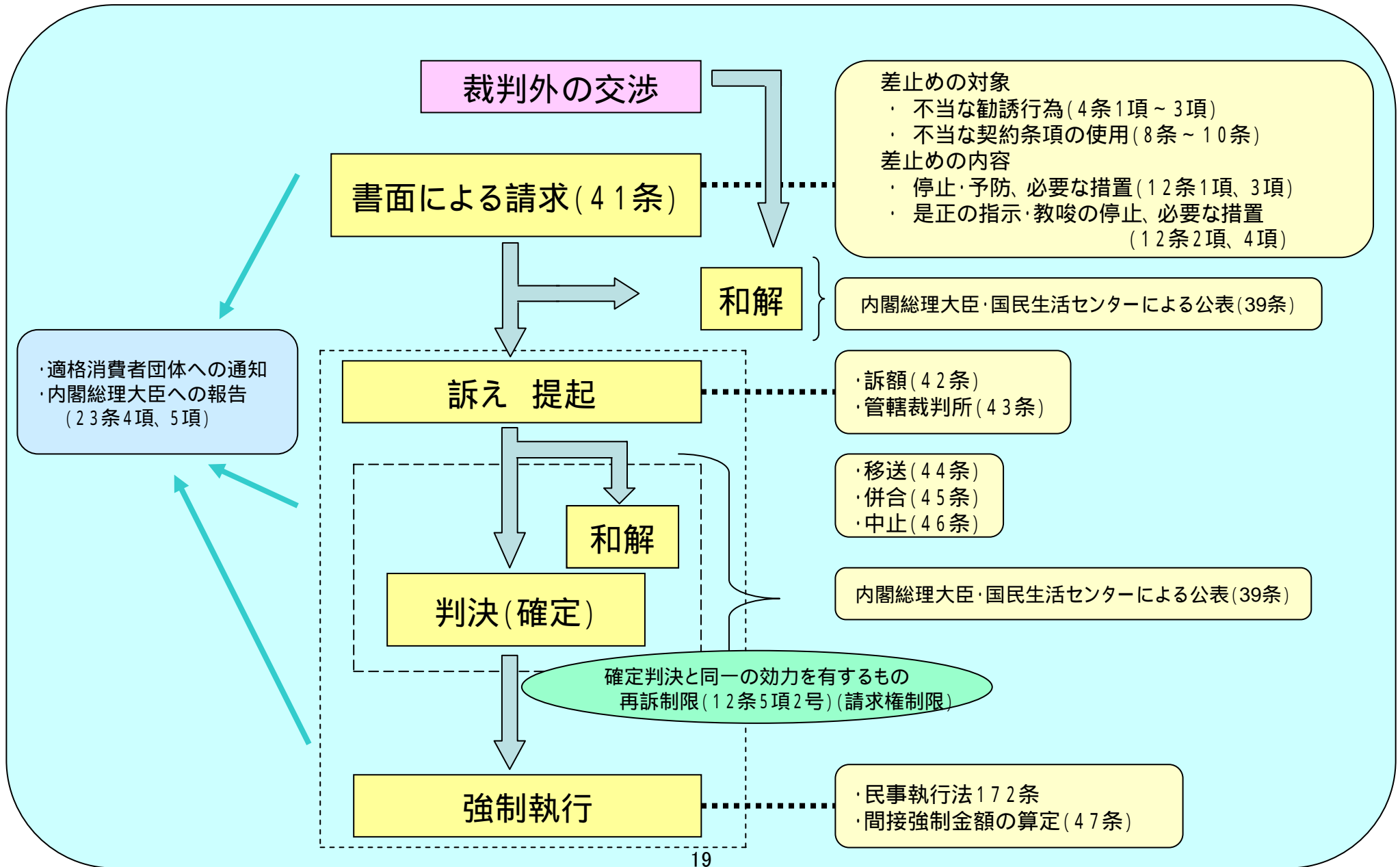
国民への情報公開

国民

業務状況のチェック

学識経験を有する第三者

(5) 差止請求の流れ



(6) 訴訟手続の特則

・原則として民事訴訟法の規定に従いつつ、本制度の特色を踏まえ、所要の措置を整備

消費者団体訴訟制度における特則

- ・書面による事前請求(41条) : 適格消費者団体は、被告となるべき事業者等に対し、あらかじめ、請求の要旨及び紛争の要点等を記載した書面により差止請求をし、その到達時から一週間経過後でなければ、差止めの訴えを提起することができない。
- ・訴額の算定(42条) : 差止請求に係る訴えは、訴額の算定については財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす(訴訟提起のために適格団体が裁判所に支払う手数料(印紙代)は13,000円となる)。
- ・管轄裁判所(43条) : 被告事業者の普通裁判籍(本店所在地等)を基本としつつ、民事訴訟法第5条の特別裁判籍として、事業者の営業所等の所在地(第5号)を認める。また、第12条第1項から第4項までに規定する事業者等の不当な行為(消費者契約法に規定する不当な行為)があった地の管轄裁判所にも訴えを提起できる。
- ・移送(44条) : 裁判所は、他の裁判所に同一又は同種の行為の差止請求に係る訴訟が係属している場合には、当事者の所在地、証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、当該他の裁判所又は他の管轄裁判所に移送することができる。
- ・弁論等の併合(45条) : 請求内容及び相手方事業者等が同一である差止請求に係る訴訟が同一の裁判所に数個同時に係属するとき、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。ただし、著しく不相当であると認められるときは、この限りでない。
- ・訴訟手続の中止(46条)
- ・間接強制の支払額の算定(47条)

(7)消費者・事業者の本制度との関わり方

消費者－消費者全体で適格消費者団体を支える関係の構築

- ・適格消費者団体に身近な被害情報を積極的に提供
- ・適格消費者団体の活動に賛同できる場合には、会員となったり、寄附を行う。
- ・適格消費者団体が提供し、また、内閣府・国民生活センターのHPに掲載される差止請求の結果(判決等)を自己の被害救済に活用

事業者

- ・日頃からコンプライアンス経営に努力
(内閣府・国民生活センターのHPに掲載される差止請求の結果(判決等)も参照)
- ・裁判外の請求や訴訟前の事前請求があった場合には、早急に事業活動を点検

参考1. 諸外国における消費者団体訴訟制度

- ・ 一定の消費者団体に、事業者の不当な行為に対して訴訟を認める制度は、EU諸国で広く導入されている。
- ・ EUでは、消費者保護に関する指令が多く採択されているが、
 - 1993年 消費者契約における不公正条項に関する指令
 - 1998年 消費者の利益を保護するための差止命令に関する指令の発効により、加盟国にはこれら指令の国内法化が求められており、EU諸国では広く消費者団体訴訟制度が導入されている。
- ・ ドイツやフランスでは、EUでの取組に先んじて、古くから制度が導入されている。これらの国では、訴訟に至る前に相手方事業者との事前交渉で多くの事案が解決されている。

(参考) EU主要国における消費者団体訴訟制度の概要

国	法令	権限	適格消費者団体数	主な消費者団体による訴訟進行等
ドイツ	差止訴訟法	・不当約款条項の使用の差止、推奨の差止、推奨の撤回の各請求 ・消費者保護法規違反行為に対する差止請求	69団体 消費者センター総連盟 (VZBV) 等	・基本的に全国中央団体であるVZBVが交渉や訴訟提起を行い、地方団体が行う例は少ない。ほとんどが警告・交渉で解決し、訴訟に至るのは1~2割である。 ・VZBVは、不正競争防止法に関して年平均約60件、不当条項に関して年平均約40件の訴訟を提起している。
	不正競争防止法	・不正競争防止法違反行為に対する除去、差止請求 ・不正競争行為により得た利益の国庫返還請求		
	書籍価格拘束法	・書籍価格拘束法違反行為に対する差止請求		
	法律相談法	・消費者個人の損害賠償請求権の譲渡に基づく請求	ベルリン消費者センターなど	
フランス	消費法典	・民事訴権(差止・損害賠償請求) ・不正行為差止訴権(不当条項削除訴権を含む) ・消費者による損害賠償訴訟への訴訟参加 ・共同代理訴権(損害賠償の代理請求)	全国レベル 18団体 地方レベル824団体 消費者連盟(UFC)、消費・住居・生活の枠組み連合(CLCV)等	・UFC・CLCVの消費者団体が積極的に訴権を行使しているが、交渉で解決するケースが多く、訴訟に発展するのは交渉案件の1~2割程度であり、民事訴権が多い。 ・UFCでは年平均して約100件の訴訟が係属し、うち不当約款の差止訴訟は年5~6件。
イギリス	1999年 不公正条項規則	・不公正条項の使用、推奨の差止請求	1 団体 消費者協会(CA)	消費者協会(CA)が、不当条項に関して2003年に交渉を行った件数は約10件。
	EnterpriseAct2002	・消費者保護法規違反行為の差止請求(不公正条項規則違反も含む) ・競争法違反行為に対する2人以上の消費者の委任に基づく損害賠償請求	1 団体 消費者協会(CA)	
オランダ	民法典3編305条	・団体の定款に利益促進が定められているかぎり、同種の利益保護の訴訟が可能	財団または社団であれば認可などは不要	・全国的に活動する消費者団体は1団体(「コンスメンテンボンド」)のみである。訴訟に発展する件数は少なく、事前交渉、ADRの活用が中心。
	民法典6編240条 令	・不当約款条項の使用又は促進の禁止、使用推奨の撤回命令		
イタリア	消費者権利法	・消費者利益侵害行為の防止、差止請求	14団体 消費者利用者協会など	・訴訟に発展するのは、1団体あたり年間数件程度。交渉、商工会議所による仲裁によって解決されることが多い。
	民法1468条(6)条 求	・普通取引約款における不公正条項についての使用差止請求		

参考2 . クラスアクションと消費者団体訴訟制度の違い

クラスアクション(アメリカ)

- 例えば危険な製品等、特定の原因によって多数の人に同様の被害が発生したような場合に、その被害を共有する集団(クラス)を代表すると主張する者が、個々の被害者からの授権を必要とせずに、被害者集団のために損害賠償を請求できる制度。
- アメリカでは、弁護士主導によるクラスアクションによって、企業に対して過度に高額な損害賠償請求がなされる事例があり、企業の競争力への影響等の弊害が生じていると言われている。ブッシュ政権は、訴訟の濫用によるコスト増大が企業への過大な負担をもたらしているとして、クラスアクション改革を積極的に推進している。

消費者団体訴訟制度

- 消費者の利益擁護活動を継続的に行うなど適格性を有するとあらかじめ認められた一定の消費者団体が、消費者全体の利益を擁護するために訴訟を提起することを認める制度。
- ドイツ、フランス、イギリスなどEU各国で広く導入されており、消費者被害の未然防止・拡大防止において相当の役割を果たしていると考えられる。なお、EU各国では、企業との訴訟前の交渉で多くの問題が解決されている。

消費者団体訴訟制度に関するQ & A



内閣府国民生活局

目次

1. 今回の改正では、差止請求のみを制度化し、損害賠償請求については制度化しなかったのはなぜですか。
2. 差止訴訟で勝訴すると、どのような効果がありますか。
3. 民法の詐欺・強迫等の規定は差止請求の対象とならないのですか。また、いわゆる「推奨行為」についても、差止請求の対象とならないのですか。
4. 本制度では、ある消費者団体を当事者とする確定判決等が既に存する場合には、他の適格消費者団体による同一事件に係る差止請求は原則としてできないこととされていますが(第12条第5項第2号本文)、このような同一事件に係る後訴の制限に係る規定を置くのはなぜですか。
5. 適格消費者団体になるのはどのような団体ですか。
6. 適格消費者団体に関して、間接強制金等を除き財産上の利益の受領が禁止されているのは、どのような趣旨によるものですか。適格消費者団体に対して寄附することも一律に禁止されますか。
7. 適格消費者団体が政治活動を行うことは許されますか。
8. 消費者や事業者をはじめとする国民一般は、どのようにして適格消費者団体による差止請求訴訟の結果やその活動等に関する情報を入手することができますか。
9. 適格消費者団体による活動が円滑に行われるよう、行政としては適格消費者団体の活動に対してどのような支援策を講じることを予定していますか。

1. 今回の改正では、差止請求のみを制度化し、損害賠償請求については制度化しなかったのはなぜですか。

消費者被害については、同種の被害が多数の者に及ぶという特徴があることから、被害の発生や拡大を防ぐことがまず何よりも重要であり、そのための差止請求権を適格消費者団体に付与する必要性が高いと考えられます。

これに対し、損害賠償は事後救済のための手段であり、基本的に被害を受けた個々の消費者に請求権があることから、被害当事者でない第三者である団体にその権利を付与することについては、より広く少額多数被害救済のための手法など司法アクセス改善との関係をも踏まえて考える必要があります。また、法制的にも、

- ・被害を受けた個人が既に有している損害賠償請求権との関係をどのように整理するか(個人からの委任を受けたものと構成するか否か 等)
 - ・損害賠償の対象となる消費者個人をどのように特定するか
 - ・消費者団体が得た損害賠償金をどのように分配すべきか
- 等の点につき検討する必要があると考えられます。

こうしたことから、損害賠償請求については、今回の制度化の対象とはしなかったところです。

2. 差止訴訟で勝訴すると、どのような効果がありますか。

差止訴訟で適格消費者団体が勝訴した場合、相手方事業者は、

- ・当該不当勧誘行為をしてはならない
- ・当該不当契約条項を内容とする契約を締結してはならない

こととなります(不当行為の停止又は予防)。

また、勧誘マニュアルの破棄等停止・予防に必要な措置を求められることもあります。

差止訴訟で適格消費者団体が勝訴(被告事業者が敗訴)したにもかかわらず、仮に被告事業者が差止判決に従わない場合には、我が国における私法上の請求権の強制的実現を図る手続である強制執行手続を利用し、間接強制が図られることとなります。

具体的には、執行裁判所が、被告事業者に対し、債務不履行により不特定多数の消費者が受けるべき不利益を特に考慮して「債務の履行を確保するために相当と認める一定の額」の金銭(間接強制金)を原告適格消費者団体に支払うべき旨を命じることとなります。

なお、差止訴訟で適格消費者団体が勝訴した場合には、個別の消費者の紛争解決促進にも資すると考えられます。

具体的には、差止判決に関する事案と同様の被害を受けていると認識した個別消費者は、差止判決を引用しつつ事業者に救済の申入れをしたり、当該個別消費者の裁判において消費者団体訴訟による差止判決を証拠として提出するなどのことが考えられます。

3. 民法の詐欺・強迫等の規定は差止請求の対象とならないのですか。また、いわゆる「推奨行為」についても、差止請求の対象とならないのですか。

消費者契約法に規定する事業者の不当な行為(不当な勧誘行為及び不当な契約条項の使用)が差止請求の対象になり、民法の詐欺・強迫等の規定や「推奨行為」は対象となりません。

4. 本制度では、ある消費者団体を当事者とする確定判決等が既に存する場合には、他の適格消費者団体による同一事件に係る差止請求は原則としてできないこととされていますが(第12条第5項第2号本文)、このような同一事件に係る後訴の制限に係る規定を置くのはなぜですか。

消費者団体訴訟制度は、通常の民事訴訟(個別訴訟)とは異なり、消費者全体の利益を擁護するという、いわば公益的な目的のために、直接被害を受けていない第三者である特定の団体に、政策的に差止請求権を付与するものです。

そのような適格消費者団体による真摯な訴訟追行の結果、確定判決等が得られたにもかかわらず、同一の事案について他の適格消費者団体が差止請求権を行使できるとすると、消費者全体のための訴訟であるにもかかわらず矛盾した判決が併存することになったり、過大な応訴負担、訴訟不経済等の弊害が生じることになります。

このような弊害を排除し、できる限り紛争の一次的解決を図る観点から、確定判決等があった場合の同一事件の取扱いの規定を設けることとしたところです。

5. 適格消費者団体になるのはどのような団体ですか。

本制度では、どのような消費者団体でも差止請求権を行使できるわけではなく、消費者全体の利益のために差止請求権を適切に行使する専門性等が備わっていると内閣総理大臣が認定した団体のみが適格消費者団体として認められます。

適格消費者団体になるためには、

- ・消費者被害の救済のための相当の活動実績を有すること
- ・被害事案について分析したり、法的な検討を行ったりする専門性を備えていること

等の要件を満たす必要があります。

したがって、専門性を有する新しいタイプの団体が担い手になると考えられます。

6. 適格消費者団体に関して、間接強制金等を除き財産上の利益の受領が禁止されているのは、どのような趣旨によるものですか。適格消費者団体に対して寄附することも一律に禁止されますか。

本制度の差止請求権はあくまでも不特定かつ多数の消費者の利益擁護の観点から行使されるべきであり、適格消費者団体の利益獲得のために行使されることがあってはなりません。

適格消費者団体が差止請求権の行使に関し不当な財産上の利益を収受することは、差止請求関係業務の適正及び本制度の信頼性を損ねるおそれがあり、また、企業恐喝等の違法行為の温床ともなりかねないことから、適格消費者団体は、差止請求権の行使に関し、正当な理由のあるもの以外、名目のいかんを問わず財産上の利益を受けてはならないと規定されています(第28条第1項第1号から第4号まで)。

この原則の例外としては、

訴訟費用

差止請求に係る判決に基づく強制執行として裁判所により命じられた金銭(いわゆる間接強制金)

差止請求に係る相手方の債務の履行を確保するために約定された違約金の支払等が規定されています(第28条第1項から第4項まで)。

なお、差止請求の個別事案とは関係のない適格消費者団体の活動一般に対する寄附金の収受についてまで禁止するものではありません。

7. 適格消費者団体が政治活動を行うことは許されますか。

本制度では、政治団体(政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体)は、適格消費者団体となり得ない旨、欠格事由として明記されています(第13条第5項第5号)。

また、ひとたび適格要件を満たすと認定されたとしても、不特定多数の消費者の利益擁護のために活動するという基本的性格を逸脱して適格消費者団体が政治色を強め、業務の公正性、信頼性を損なうことがあってはなりません。

このため、本制度では「適格消費者団体は、これを政党又は政治的目的のために利用してはならない」旨の規定が置かれています(第36条)。これにより、例えば、適格消費者団体がその総会等で特定の公職候補者の支持を決議しその者への投票を会員に促すこと等は禁止されます。一方、本制度の改善を求める政策提言等を行うことまで禁止されるものではないと考えられます。

8. 消費者や事業者をはじめとする国民一般は、どのようにして適格消費者団体による差止請求訴訟の結果やその活動等に関する情報を入手することができますか。

本制度は、同種の消費者被害の未然防止・拡大防止を図り、消費者全体の利益を擁護するため、適格消費者団体に対し、事業者の不当な行為に関する差止請求権を付与するものです。したがって、適格消費者団体が行う差止請求権の行使の結果やその活動等に関する情報は、消費者や事業者をはじめとする国民一般に対して広く情報公開を行うことが重要です。

このため、適格消費者団体に関しては、制度上、情報公開措置を徹底することとし、

適格消費者団体は、消費者に対し、差止請求に係る判決や裁判外の和解の内容その他必要な情報を提供するよう努めなければならない(第27条)、

適格消費者団体の事務所には、定款、役員等の名簿、財務諸表・事業報告書等所定の書類を備え置き(第31条第3項)、何人も、それらの書類について閲覧できる(第31条第4項)とされています。

また、公的機関による公表の仕組みも併せて整備することとし、具体的には、

内閣府のホームページや国民生活センターを通じて、判決等差止請求の結果の概要を、広く国民に周知・公表すること(第39条第1項・第3項)、

また、と同様の方法で、適格消費者団体に関する情報を、国民に情報提供すること(第39条第2項・第3項)

等の措置を講ずることとしています。

9. 適格消費者団体による活動が円滑に行われるよう、行政としては適格消費者団体の活動に対してどのような支援策を講じることを予定していますか。

適格消費者団体は、差止請求権を適切に行行使するために、情報収集力、人材のほか、十分な財政基盤等を備えている必要があります。これらは適格要件の重要な要素であり、適格消費者団体は、これらの基盤を備えるために、まずは自主的な取組みを行う必要があります。

このような適格消費者団体の自主的な取組みを基本としつつ、行政としても、適格消費者団体が業務を円滑に実施できるよう環境整備を図っていく必要があります。

このため、制度の意義や適格消費者団体の活動について国民の理解が深まるよう、制度全般の周知、広報に努めるほか、適格消費者団体が請求権を行使するにあたっては、広く消費者から被害情報を収集したり、訴訟結果の周知を図ることが重要であることから、国民生活センター等の有する消費生活相談情報の提供や、差止訴訟の結果得られた判決概要の公表・周知などを行い、これらを通じて、適格消費者団体の負担の実質的な軽減を図っていく予定です。

目次

第一章 総則（第一条 第三条）

第二章 消費者契約

第一節 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し（第四条 第七条）

第二節 消費者契約の条項の無効（第八条 第十条）

第三節 補則（第十一条）

第三章 差止請求

第一節 差止請求権（第十二条）

第二節 適格消費者団体

第一款 適格消費者団体の認定等（第十三条 第二十二条）

第二款 差止請求関係業務等（第二十三条 第二十九条）

第三款 監督（第三十条 第三十五条）

第四款 補則（第三十六条 第四十条）

第三節 訴訟手続等の特例（第四十一条 第四十七条）

第四章 雑則（第四十八条）

第五章 罰則（第四十九条 第五十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとするとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

2 この法律において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

3 この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。

4 この法律において「適格消費者団体」とは、不特定かつ多数の消費者の利益のためにこの法律の規定による差止請求権を行使するのに必要な適格性を有する法人である消費者団体（消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第八条の消費者団体をいう。以下同じ。）として第十三条の定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた者をいう。

（事業者及び消費者の努力）

第三条 事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必

要な情報を提供するよう努めなければならない。

- 2 消費者は、消費者契約を締結するに際しては、事業者から提供された情報を活用し、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容について理解するよう努めるものとする。

第二章 消費者契約

第一節 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し

(消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第四条 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

- 一 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認
 - 二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認
- 2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実(当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。)を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。
 - 3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。
 - 一 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。
 - 二 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。
 - 4 第一項第一号及び第二項の「重要事項」とは、消費者契約に係る次に掲げる事項であって消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものをいう。
 - 一 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容
 - 二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件
 - 5 第一項から第三項までの規定による消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(媒介の委託を受けた第三者及び代理人)

第五条 前条の規定は、事業者が第三者に対し、当該事業者と消費者との間における消費者契約の締結について媒介をすることの委託(以下この項において単に「委託」という。)をし、当該委託を受けた第三者(その第三者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下「受託者等」という。)が消費者に対して同条第一項から第三項までに規定する行為をした場合について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「当該事業者」とあるのは、「当該事業者又は次条第一項に規定する受託者等」と読み替えるものとする。

- 2 消費者契約の締結に係る消費者の代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。))を含む。以下同じ。)事業者の代理人及び受託者等の代理人は、前条第一項から第三項まで(前項において準用する場合を含む。次条及び第七条において同じ。)の規定の適用については、それぞれ消費者、事業者及び受託者等とみなす。

(解釈規定)

第六条 第四条第一項から第三項までの規定は、これらの項に規定する消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法(明治二十九年法律第八十九号)第九十六条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

(取消権の行使期間等)

第七条 第四条第一項から第三項までの規定による取消権は、追認をすることができる時から六箇月間行わないときは、時効によって消滅する。当該消費者契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

2 会社法(平成十七年法律第八十六号)その他の法律により詐欺又は強迫を理由として取消しをすることができないものとされている株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出が消費者契約としてされた場合には、当該株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出に係る意思表示については、第四条第一項から第三項まで(第五条第一項において準用する場合を含む。)の規定によりその取消しをすることができない。

第二節 消費者契約の条項の無効

(事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効)

第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
 - 二 事業者の債務不履行(当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
 - 三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項
 - 四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為(当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項
 - 五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき(当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項において同じ。)に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項
- 2 前項第五号に掲げる条項については、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。
- 一 当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合
 - 二 当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約で、当該消費者契約の締結に先立って又はこれと同時に締結されたものにおいて、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該他の事業者が、当該瑕疵により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を負い、瑕疵のない物をもってこれに代える責任を負い、又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合

(消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効)

第九条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分
- 二 当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日(支払回数が二以上である場合には、それぞれの支払期日。以下この号において同じ。)までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を控除した額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した額を超えるもの 当該超える部分

(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)

第十条 民法、商法(明治三十二年法律第四十八号)その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

第三節 補足

(他の法律の適用)

第十一条 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力については、この法律の規定によるほか、民法及び商法の規定による。

2 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力について民法及び商法以外の他の法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

第三章 差止請求

第一節 差止請求権

第十二条 適格消費者団体は、事業者、受託者等又は事業者の代理人若しくは受託者等の代理人(以下「事業者等」と総称する。)が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対して第四条第一項から第三項までに規定する行為(同条第二項に規定する行為にあつては、同項ただし書の場合に該当するものを除く。次項において同じ。)を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者等に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該行為を理由として当該消費者契約を取り消すことができないときは、この限りでない。

2 適格消費者団体は、次の各号に掲げる者が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対して第四条第一項から第三項までに規定する行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該各号に定める者に対し、当該各号に掲げる者に対する是正の指示又は教唆の停止その他の当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 受託者等 当該受託者等に対して委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)をした事業者又は他の受託者等

二 事業者の代理人又は受託者等の代理人 当該代理人を自己の代理人とする事業者若しくは受託者等又はこれらの他の代理人

3 適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項(第八条第一項第五号に掲げる消費者契約の条項にあつては、同条第二項各号に掲げる場合に該当するものを除く。次項において同じ。)を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者又はその代理人に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該消費者契約の条項が無効とされないときは、この限りでない。

4 適格消費者団体は、事業者の代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該代理人を自己の代理人とする事業者又は他の代理人に対し、当該代理人に対する是正の指示又は教唆の停止その他の当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5 前各項の規定による請求(以下「差止請求」という。)は、次に掲げる場合には、することができない。

一 当該適格消費者団体若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該事業者等に損害を加えることを目

的とする場合

二 他の適格消費者団体を当事者とする差止請求に係る訴訟等(訴訟並びに和解の申立てに係る手続、調停及び仲裁をいう。以下同じ。)につき既に確定判決等(確定判決及びこれと同一の効力を有するものをいい、次のイから八までに掲げるものを除く。以下同じ。)が存する場合において、請求の内容及び相手方である事業者等が同一である場合。ただし、当該他の適格消費者団体について、当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関し、次条第一項の認定が第三十四条第一項第四号に掲げる事由により取り消され、又は同条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があった旨の認定がされたときは、この限りでない。

イ 訴えを却下した確定判決

ロ 前号に掲げる場合に該当することのみを理由として差止請求を棄却した確定判決及び仲裁判断

ハ 差止請求をする権利(以下「差止請求権」という。)の不存在又は差止請求権に係る債務の不存在の確認の請求(第二十四条において「差止請求権不存在等確認請求」という。)を棄却した確定判決及びこれと同一の効力を有するもの

6 前項第二号本文の規定は、当該確定判決に係る訴訟の口頭弁論の終結後又は当該確定判決と同一の効力を有するものの成立後に生じた事由に基づいて同号本文に掲げる場合の当該差止請求をすることを妨げない。

第二節 適格消費者団体

第一款 適格消費者団体の認定等

(適格消費者団体の認定)

第十三条 差止請求関係業務(不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に係る業務をいう。以下同じ。)を行おうとする者は、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者は、内閣総理大臣に認定の申請をしなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときに限り、第一項の認定をすることができる。

一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は民法第三十四条に規定する法人であること。

二 消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められること。

三 差止請求関係業務の実施に係る組織、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の差止請求関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。

四 その理事に関し、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 差止請求関係業務の執行を決定する機関として理事をもって構成する理事会が置かれており、かつ、定款又は寄附行為で定めるその決定の方法が次に掲げる要件に適合していると認められること。

(1) 当該理事会の決議が理事の過半数又はこれを上回る割合以上の多数決により行われるものとされていること。

(2) 第四十一条第一項の規定による差止請求、差止請求に係る訴えの提起その他の差止請求関係業務の執行に係る重要な事項の決定が理事その他の者に委任されていないこと。

ロ 理事の構成が次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものでないこと。この場合において、第二号に掲げる要件に適合する者は、次の(1)又は(2)に規定する事業者に該当しないものとみなす。

(1) 理事の数のうちに占める特定の事業者(当該事業者との間に発行済株式の総数の二分の一以上

の株式の数を保有する関係その他の内閣府令で定める特別の関係のある者を含む。)の関係者(当該事業者及びその役員又は職員である者その他の内閣府令で定める者をいう。(2)において同じ。)の数の割合が三分の一を超えていること。

(2) 理事の数のうちに占める同一の業種(内閣府令で定める事業の区分をいう。)に属する事業を行う事業者の関係者の数の割合が二分の一を超えていること。

五 差止請求の要否及びその内容についての検討を行う部門において次のイ及びロに掲げる者(以下「専門委員」と総称する。)が共にその専門的な知識経験に基づいて必要な助言を行い又は意見を述べる体制が整備されていることその他差止請求関係業務を遂行するための人的体制に照らして、差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること。

イ 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談(第四十条第一項において「消費生活相談」という。)その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める条件に適合する者

ロ 弁護士、司法書士その他の法律に関する専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める条件に適合する者

六 差止請求関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有すること。

七 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによって差止請求関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

4 前項第三号の業務規程には、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の内閣府令で定める事項が定められていなければならない。この場合において、業務規程に定める差止請求関係業務の実施の方法には、同項第五号の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置及び役員、職員又は専門委員が差止請求に係る相手方である事業者等と特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置が含まれていなければならない。

5 次のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。

一 この法律その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人

二 第三十四条第一項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、又は同条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があった旨の認定がされ、その取消し又は認定の日から三年を経過しない法人

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(次号及び第六号八において「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する法人

四 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人

五 政治団体(政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第三条第一項に規定する政治団体をいう。)

六 役員の中に次のいずれかに該当する者のある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ロ 適格消費者団体が第三十四条第一項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、又は同条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があった旨の認定がされた場合において、その取消し又は認定の日前六月以内に当該適格消費者団体の役員であった者でその取消し又は認定の日から三年を経過しないもの

八 暴力団員等

(認定の申請)

第十四条 前条第二項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出してしなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 二 差止請求関係業務を行おうとする事務所の所在地
 - 三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款又は寄附行為
 - 二 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていることを証する書類
 - 三 差止請求関係業務に関する業務計画書
 - 四 差止請求関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類
 - 五 業務規程
 - 六 役員、職員及び専門委員に関する次に掲げる書類
 - イ 氏名、役職及び職業を記載した書類
 - ロ 住所、略歴その他内閣府令で定める事項を記載した書類
 - 七 前条第三項第一号の法人の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別(社員が法人その他の団体である場合にあっては、その構成員の数を含む。)を記載した書類
 - 八 最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の経理的基礎を有することを証する書類
 - 九 前条第五項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - 十 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類
 - 十一 その他内閣府令で定める書類

(認定の申請に関する公告及び縦覧等)

第十五条 内閣総理大臣は、前条の規定による認定の申請があった場合には、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨並びに同条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を公告するとともに、同条第二項各号(第六号ロ、第九号及び第十一号を除く。)に掲げる書類を、公告の日から二週間、公衆の縦覧に供しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、前条の規定による認定の申請をした者について第十三条第五項第三号、第四号又は第六号八に該当する疑いがあると認めるときは、警察庁長官の意見を聴くものとする。

(認定の公示等)

第十六条 内閣総理大臣は、第十三条第一項の認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該適格消費者団体の名称及び住所、差止請求関係業務を行う事務所の所在地並びに当該認定をした日を公示するとともに、当該適格消費者団体に対し、その旨を書面により通知するものとする。

- 2 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、適格消費者団体である旨を、差止請求関係業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならない。
- 3 適格消費者団体でない者は、その名称中に適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字を用い、又はその業務に関し、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(認定の有効期間等)

第十七条 第十三条第一項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して三年とする。

- 2 前項の有効期間の満了後引き続き差止請求関係業務を行おうとする適格消費者団体は、その有効期間の更新を受けなければならない。
- 3 前項の有効期間の更新を受けようとする適格消費者団体は、第一項の有効期間の満了の日の九十日前から六十日前までの間(以下この項において「更新申請期間」という。)に、内閣総理大臣に有効期間の更

新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

4 前項の申請があった場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、第二項の有効期間の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

6 第十三条（第一項及び第五項第二号を除く。）、第十四条、第十五条及び前条第一項の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第十四条第二項各号に掲げる書類については、既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

（変更の届出）

第十八条 適格消費者団体は、第十四条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項各号（第二号及び第十一号を除く。）に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、その変更が内閣府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

（合併の届出及び認可等）

第十九条 適格消費者団体である法人が他の適格消費者団体である法人と合併をしたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。

2 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人と合併をした場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その合併について内閣総理大臣の認可がされたときに限り、合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。

4 前項の認可を受けようとする適格消費者団体は、その合併がその効力を生ずる日の九十日前から六十日前までの間（以下この項において「認可申請期間」という。）に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

5 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その処分がされるまでの間は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継しているものとみなす。

6 第十三条（第一項を除く。）、第十四条、第十五条及び第十六条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。

7 適格消費者団体である法人は、適格消費者団体でない法人と合併をする場合において、第四項の申請をしないときは、その合併がその効力を生ずる日までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

8 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

（事業の譲渡の届出及び認可等）

第二十条 適格消費者団体である法人が他の適格消費者団体である法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をしたときは、その譲渡を受けた法人は、その譲渡をした法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。

2 前項の規定によりその譲渡をした法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をした場合には、その譲渡を受けた法人は、その譲渡について内閣総理大臣の認可がされたときに限り、その譲渡をした法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。

- 4 前項の認可を受けようとする適格消費者団体は、その譲渡の日の九十日前から六十日前までの間(以下この項において「認可申請期間」という。)に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。
- 5 前項の申請があった場合において、その譲渡の日までにその申請に対する処分がされないときは、その譲渡を受けた法人は、その処分がされるまでの間は、その譲渡をした法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継しているものとみなす。
- 6 第十三条(第一項を除く。)、第十四条、第十五条及び第十六条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。
- 7 適格消費者団体である法人は、適格消費者団体でない法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をする場合において、第四項の申請をしないときは、その譲渡の日までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 8 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(解散の届出等)

第二十一条 適格消費者団体が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 破産手続開始の決定により解散した場合 破産管財人
- 二 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 清算人
- 三 差止請求関係業務を廃止した場合 法人の代表者

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(認定の失効)

第二十二条 適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第十三条第一項の認定は、その効力を失う。

- 一 第十三条第一項の認定の有効期間が経過したとき(第十七条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき)。
- 二 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人と合併をした場合において、その合併が第十九条第三項の認可を経ずにその効力を生じたとき(同条第五項に規定する場合にあっては、その合併の不認可処分がされたとき)。
- 三 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をした場合において、その譲渡が第二十条第三項の認可を経ずにされたとき(同条第五項に規定する場合にあっては、その譲渡の不認可処分がされたとき)。

四 適格消費者団体が前条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったとき。

第二款 差止請求関係業務等

(差止請求権の行使等)

第二十三条 適格消費者団体は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、差止請求権を適切に行使しなければならない。

- 2 適格消費者団体は、差止請求権を濫用してはならない。
- 3 適格消費者団体は、事案の性質に応じて他の適格消費者団体と共同して差止請求権を行使するほか、差止請求関係業務について相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。
- 4 適格消費者団体は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を他の適格消費者団体に通知するとともに、その旨及びその内容その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。この場合において、当該適格消費者団体が、当該通知及び報告に代えて、すべて

の適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知及び報告をしたものとみなす。

一 第四十一条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による差止請求をしたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、裁判外において事業者等に対し差止請求をしたとき。

三 差止請求に係る訴えの提起(和解の申立て、調停の申立て又は仲裁合意を含む。)又は仮処分命令の申立てがあったとき。

四 差止請求に係る判決の言渡し(調停の成立、調停に代わる決定の告知又は仲裁判断を含む。)又は差止請求に係る仮処分命令の申立てについての決定の告知があったとき。

五 前号の判決に対する上訴の提起(調停に代わる決定に対する異議の申立て又は仲裁判断の取消しの申立てを含む。)又は同号の決定に対する不服の申立てがあったとき。

六 第四号の判決(調停に代わる決定又は仲裁判断を含む。)又は同号の決定が確定したとき。

七 差止請求に係る裁判上の和解が成立したとき。

八 前二号に掲げる場合のほか、差止請求に係る訴訟(和解の申立てに係る手続、調停手続又は仲裁手続を含む。)又は差止請求に係る仮処分命令に関する手続が終了したとき。

九 差止請求に係る裁判外の和解が成立したときその他差止請求に関する事業者等との間の協議が調ったとき、又はこれが調わなかったとき。

十 差止請求に関し、請求の放棄、和解、上訴の取下げその他の内閣府令で定める手続に係る行為であって、それにより確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存することとなるものをしようとするとき。

十一 その他差止請求に関し内閣府令で定める手続に係る行為がされたとき。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置その他の内閣府令で定める方法により、他の適格消費者団体に当該報告の日時及び概要その他内閣府令で定める事項を伝達するものとする。

6 適格消費者団体について、第十二条第五項第二号本文の確定判決等で強制執行をすることができるものが存する場合には、当該適格消費者団体は、当該確定判決等に係る差止請求権を放棄することができない。
(消費者の被害に関する情報の取扱い)

第二十四条 適格消費者団体は、差止請求権の行使(差止請求権不存在等確認請求に係る訴訟を含む。第二十八条において同じ。)に関し、消費者から収集した消費者の被害に関する情報をその相手方その他の第三者が当該被害に係る消費者を識別することができる方法で利用するに当たっては、あらかじめ、当該消費者の同意を得なければならない。

(秘密保持義務)

第二十五条 適格消費者団体の役員、職員若しくは専門委員又はこれらの職にあった者は、正当な理由がなく、差止請求関係業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(氏名等の明示)

第二十六条 適格消費者団体の差止請求関係業務に従事する者は、その差止請求関係業務を行うに当たり、相手方の請求があったときは、当該適格消費者団体の名称、自己の氏名及び適格消費者団体における役職又は地位その他内閣府令で定める事項を、その相手方に明らかにしなければならない。

(判決等に関する情報の提供)

第二十七条 適格消費者団体は、消費者の被害の防止及び救済に資するため、消費者に対し、差止請求に係る判決(確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。)又は裁判外の和解の内容その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(財産上の利益の受領の禁止等)

第二十八条 適格消費者団体は、次に掲げる場合を除き、その差止請求に係る相手方から、その差止請求権

の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。

- 一 差止請求に係る判決(確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。以下この項において同じ。)又は民事訴訟法(平成八年法律第九号)第七十三条第一項の決定により訴訟費用(和解の費用、調停手続の費用及び仲裁手続の費用を含む。)を負担することとされた相手方から当該訴訟費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。
 - 二 差止請求に係る判決に基づいて民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第一百七十二条第一項の規定により命じられた金銭の支払として財産上の利益を受けるとき。
 - 三 差止請求に係る判決に基づく強制執行の執行費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。
 - 四 差止請求に係る相手方の債務の履行を確保するために約定された違約金の支払として財産上の利益を受けるとき。
- 2 適格消費者団体の役員、職員又は専門委員は、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。
 - 3 適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員は、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を第三者に受けさせてはならない。
 - 4 前三項に規定する差止請求に係る相手方からその差止請求権の行使に関して受け又は受けさせてはならない財産上の利益には、その相手方がその差止請求権の行使に関してした不法行為によって生じた損害の賠償として受け又は受けさせる財産上の利益は含まれない。
 - 5 適格消費者団体は、第一項各号に規定する財産上の利益を受けたときは、これに相当する金額を積み立て、これを差止請求関係業務に要する費用に充てなければならない。
 - 6 適格消費者団体は、その定款又は寄附行為において、差止請求関係業務を廃止し、又は第十三条第一項の認定の失効(差止請求関係業務の廃止によるものを除く。)若しくは取消しにより差止請求関係業務を終了した場合において、積立金(前項の規定により積み立てられた金額をいう。)に残余があるときは、その残余に相当する金額を、他の適格消費者団体(第三十五条の規定により差止請求権を承継した適格消費者団体がある場合にあつては、当該適格消費者団体)があるときは当該他の適格消費者団体に、これがないときは第十三条第三項第二号に掲げる要件に適合する消費者団体であつて内閣総理大臣が指定するもの又は国に帰属させる旨を定めておかなければならない。

(業務の範囲及び区分経理)

第二十九条 適格消費者団体は、その行う差止請求関係業務に支障がない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、差止請求関係業務以外の業務を行うことができる。

- 2 適格消費者団体は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。
 - 一 差止請求関係業務
 - 二 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務(前号に掲げる業務を除く。)
 - 三 前二号に掲げる業務以外の業務

第三款 監督

(帳簿書類の作成及び保存)

第三十条 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、その業務及び経理に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(財務諸表等の作成、備置き、閲覧等及び提出等)

第三十一条 適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書(これらの作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他の知覚に

よっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成しなければならない。

2 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度、その差止請求関係業務その他の業務がこの法律の規定に従い適正に遂行されているかどうかについて、その業務の遂行の状況の調査に必要な学識経験を有する者が行う調査を受けなければならない。

3 適格消費者団体の事務所には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を備え置かなければならない。

一 定款又は寄附行為

二 業務規程

三 役職員等名簿(役員、職員及び専門委員の氏名、役職及び職業その他内閣府令で定める事項を記載した名簿をいう。)

四 適格消費者団体の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別(社員が法人その他の団体である場合にあっては、その構成員の数を含む。)を記載した書類

五 財務諸表等

六 収入の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類

七 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

八 前項の調査の方法及び結果が記載された調査報告書

4 何人も、適格消費者団体の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該適格消費者団体の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項各号に掲げる書類が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項各号に掲げる書類が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

5 適格消費者団体は、前項各号に掲げる請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。

6 適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、第三項第三号から第六号まで及び第八号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(報告及び立入検査)

第三十二条 内閣総理大臣は、この法律の実施に必要な限度において、適格消費者団体に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、適格消費者団体の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(適合命令及び改善命令)

第三十三条 内閣総理大臣は、適格消費者団体が、第十三条第三項第二号から第七号までに掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該適格消費者団体に対し、これらの要件に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、前項に定めるもののほか、適格消費者団体が第十三条第五項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至ったと認めるとき、適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が差止請求関係業務の遂行に関しこの法律の規定に違反したと認めるとき、その他適格消費者団体の業務の適正

な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該適格消費者団体に対し、人的体制の改善、違反の停止、業務規程の変更その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認定の取消し等)

第三十四条 内閣総理大臣は、適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由があるときは、第十三条第一項の認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第十三条第一項の認定、第十七条第二項の有効期間の更新又は第十九条第三項若しくは第二十条第三項の認可を受けたとき。

二 第十三条第三項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったとき。

三 第十三条第五項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

四 第十二条第五項第二号本文の確定判決等に係る訴訟等の手続に関し、当該訴訟等の当事者である適格消費者団体が、事業者等と通謀して請求の放棄又は不特定かつ多数の消費者の利益を害する内容の和解をしたとき、その他不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行を行ったと認められるとき。

五 第十二条第五項第二号本文の確定判決等に係る強制執行に必要な手続に関し、当該確定判決等に係る訴訟等の当事者である適格消費者団体がその手続を怠ったことが不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反するものと認められるとき。

六 前各号に掲げるもののほか、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

七 当該適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が第二十八条第二項又は第三項の規定に違反したとき。

2 適格消費者団体が、第二十三条第四項の規定に違反して同項の通知又は報告をしないで、差止請求に関し、同項第十号に規定する行為をしたときは、内閣総理大臣は、当該適格消費者団体について前項第四号に掲げる事由があるものとみなすことができる。

3 第十二条第五項第二号本文に掲げる場合であって、当該他の適格消費者団体に係る第十三条第一項の認定が、第二十二条各号に掲げる事由により既に失効し、又は第一項各号に掲げる事由(当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関する同項第四号に掲げる事由を除く。)により既に取り消されている場合においては、内閣総理大臣は、当該他の適格消費者団体につき当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関し同項第四号に掲げる事由があったと認められるとき(前項の規定により同号に掲げる事由があるものとみなすことができる場合を含む。)は、当該他の適格消費者団体であった法人について、その旨の認定をすることができる。

4 前項に規定する場合における当該他の適格消費者団体であった法人は、清算が終了した後においても、同項の規定の適用については、なお存続するものとみなす。

5 内閣総理大臣は、第一項各号に掲げる事由により第十三条第一項の認定を取り消し、又は第三項の規定により第一項第四号に掲げる事由があった旨の認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその取消し又は認定をした日を公示するとともに、当該適格消費者団体又は当該他の適格消費者団体であった法人に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(差止請求権の承継に係る指定等)

第三十五条 適格消費者団体について、第十二条第五項第二号本文の確定判決等で強制執行をすることができるものが存する場合において、第十三条第一項の認定が、第二十二条各号に掲げる事由により失効し、若しくは前条第一項各号に掲げる事由により取り消されるとき、又はこれらの事由により既に失効し、若しくは既に取り消されているときは、内閣総理大臣は、当該適格消費者団体の有する当該差止請求権を承継すべき適格消費者団体として他の適格消費者団体を指定するものとする。

2 前項の規定による指定がされたときは、同項の差止請求権は、その指定の時ににおいて(その認定の失効又は取消しの後にその指定がされた場合にあつては、その認定の失効又は取消しの時にさかのぼって)その指定を受けた適格消費者団体が承継する。

- 3 前項の場合において、同項の規定により当該差止請求権を承継した適格消費者団体が当該差止請求権に基づく差止請求をするときは、第十二条第五項第二号本文の規定は、当該差止請求については、適用しない。
- 4 内閣総理大臣は、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第一項、第六項又は第七項の規定による指定を受けた適格消費者団体（以下この項から第七項までにおいて「指定適格消費者団体」という。）に係る指定を取り消さなければならない。
 - 一 指定適格消費者団体について、第十三条第一項の認定が、第二十二條各号に掲げる事由により失効し、若しくは既に失効し、又は前条第一項各号に掲げる事由により取り消されるとき。
 - 二 指定適格消費者団体が承継した差止請求権をその指定前に有していた者（以下この条において「従前の適格消費者団体」という。）のうち当該確定判決等の当事者であったものについて、第十三条第一項の認定の取消処分、同項の認定の有効期間の更新拒否処分若しくは合併若しくは事業の全部の譲渡の不認可処分（以下この条において「認定取消処分等」という。）が取り消され、又は認定取消処分等の取消し若しくはその無効若しくは不存在の確認の判決（次項第二号において「取消判決等」という。）が確定したとき。
- 5 内閣総理大臣は、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、指定適格消費者団体に係る指定を取り消すことができる。
 - 一 指定適格消費者団体が承継した差止請求権に係る強制執行に必要な手続に関し、当該指定適格消費者団体がその手続を怠ったことが不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反するものと認められるとき。
 - 二 従前の適格消費者団体のうち指定適格消費者団体であったもの（当該確定判決等の当事者であったものを除く。）について、前項第一号の規定による指定の取消しの事由となった認定取消処分等が取り消され、若しくはその認定取消処分等の取消判決等が確定したとき、又は前号の規定による指定の取消処分が取り消され、若しくはその取消処分の取消判決等が確定したとき。
- 6 内閣総理大臣は、第四項第一号又は前項第一号に掲げる事由により指定適格消費者団体に係る指定を取り消し、又は既に取り消しているときは、当該指定適格消費者団体の承継していた差止請求権を承継すべき適格消費者団体として他の適格消費者団体を新たに指定するものとする。
- 7 内閣総理大臣は、第四項第二号又は第五項第二号に掲げる事由により指定適格消費者団体に係る指定を取り消すときは、当該指定適格消費者団体の承継していた差止請求権を承継すべき適格消費者団体として当該従前の適格消費者団体を新たに指定するものとする。
- 8 前二項の規定による新たな指定がされたときは、前二項の差止請求権は、その新たな指定の時に（従前の指定の取消し後に新たな指定がされた場合にあつては、従前の指定の取消しの時（従前の適格消費者団体に係る第十三条第一項の認定の失効後に従前の指定の取消し及び新たな指定がされた場合にあつては、その認定の失効の時）にさかのぼって）その新たな指定を受けた適格消費者団体が承継する。
- 9 第三項の規定は、前項の場合において、同項の規定により当該差止請求権を承継した適格消費者団体が当該差止請求権に基づく差止請求をするときについて準用する。
- 10 内閣総理大臣は、第一項、第六項又は第七項の規定による指定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその指定の日を公示するとともに、その指定を受けた適格消費者団体に対し、その旨を書面により通知するものとする。第四項又は第五項の規定により当該指定を取り消したときも、同様とする。

第四款 補則

（規律）

第三十六条 適格消費者団体は、これを政党又は政治的目的のために利用してはならない。

（官公庁等への協力依頼）

第三十七条 内閣総理大臣は、この法律の実施のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(内閣総理大臣への意見)

第三十八条 警察庁長官は、適格消費者団体について、第十三条第五項第三号、第四号又は第六号八に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、内閣総理大臣が当該適格消費者団体に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣総理大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。

(判決等に関する情報の公表)

第三十九条 内閣総理大臣は、消費者の被害の防止及び救済に資するため、適格消費者団体から第二十三条第四項第四号から第九号まで及び第十一号の規定による報告を受けたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、差止請求に係る判決(確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。)又は裁判外の和解の概要、当該適格消費者団体の名称及び当該事業者等の氏名又は名称その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

2 前項に規定する事項のほか、内閣総理大臣は、差止請求関係業務に関する情報を広く国民に提供するため、インターネットの利用その他適切な方法により、適格消費者団体の名称及び住所並びに差止請求関係業務を行う事務所の所在地その他内閣府令で定める必要な情報を公表することができる。

3 内閣総理大臣は、独立行政法人国民生活センターに、前二項の情報の公表に関する業務を行わせることができる。

(適格消費者団体への協力等)

第四十条 独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、適格消費者団体の求めに応じ、当該適格消費者団体が差止請求権を適切に行使するために必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、消費生活相談に関する情報で内閣府令で定めるものを提供することができる。

2 前項の規定により情報の提供を受けた適格消費者団体は、当該情報を当該差止請求権の適切な行使の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第三節 訴訟手続等の特例

(書面による事前の請求)

第四十一条 適格消費者団体は、差止請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき事業者等に対し、あらかじめ、請求の要旨及び紛争の要点その他の内閣府令で定める事項を記載した書面により差止請求をし、かつ、その到達した時から一週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該事業者等がその差止請求を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3 前二項の規定は、差止請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

(訴訟の目的の価額)

第四十二条 差止請求に係る訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

(管轄)

第四十三条 差止請求に係る訴訟については、民事訴訟法第五条(第五号に係る部分を除く。)の規定は、適用しない。

2 差止請求に係る訴えは、第十二条第一項から第四項までに規定する事業者等の行為があった地を管轄する裁判所にも提起することができる。

(移送)

第四十四条 裁判所は、差止請求に係る訴えが提起された場合であって、他の裁判所に同一又は同種の行為の差止請求に係る訴訟が係属している場合においては、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は他の管轄裁判所に移送することができる。

(弁論等の併合)

第四十五条 請求の内容及び相手方である事業者等が同一である差止請求に係る訴訟が同一の第一審裁判所又は控訴裁判所に数個同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。ただし、審理の状況その他の事情を考慮して、他の差止請求に係る訴訟と弁論及び裁判を併合してすることが著しく不相当であると認めるときは、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合には、当事者は、その旨を裁判所に申し出なければならない。

(訴訟手続の中止)

第四十六条 内閣総理大臣は、現に係属する差止請求に係る訴訟につき既に他の適格消費者団体を当事者とする第十二条第五項第二号本文の確定判決等が存する場合において、当該他の適格消費者団体につき当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関し第三十四条第一項第四号に掲げる事由があると疑うに足りる相当な理由がある場合(同条第二項の規定により同号に掲げる事由があるものとみなすことができる場合を含む。)であって、同条第一項の規定による第十三条第一項の認定の取消し又は第三十四条第三項の規定による認定(次項において「認定の取消し等」という。)をするかどうかの判断をするため相当の期間を要すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該差止請求に係る訴訟が係属する裁判所(以下この条において「受訴裁判所」という。)に対し、その旨及びその判断に要すると認められる期間を通知するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による通知をした場合には、その通知に係る期間内に、認定の取消し等をするかどうかの判断をし、その結果を受訴裁判所に通知するものとする。

3 第一項の規定による通知があった場合において、必要があると認めるときは、受訴裁判所は、その通知に係る期間を経過する日まで(その期間を経過する前に前項の規定による通知を受けたときは、その通知を受けた日まで)訴訟手続を中止することができる。

(間接強制の支払額の算定)

第四十七条 差止請求権について民事執行法第一百七十二条第一項に規定する方法により強制執行を行う場合において、同項又は同条第二項の規定により債務者が債権者に支払うべき金銭の額を定めるに当たっては、執行裁判所は、債務不履行により不特定かつ多数の消費者が受けるべき不利益を特に考慮しなければならない。

第四章 雑則

(適用除外)

第四十八条 この法律の規定は、労働契約については、適用しない。

第五章 罰則

第四十九条 適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、当該適格消費者団体においてその差止請求権の行使をしないこと若しくはしなかったこと、その差止請求権の放棄をすること若しくはしたこと、事業者等との間でその差止請求に係る和解をすること若しくはしたこと又はその差止請求に係る訴訟その他の手続を他の事由により終了させること若しくは終了させたことの報酬として、金銭その他の財産上の利益を受け、又は第三者(当該適格消費者団体を含む。)に受けさせたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の利益を供与した者も、同項と同様とする。

3 第一項の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

4 第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

5 第二項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

第五十条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の手段により第十三条第一項の認定、第十七条第二項の有効期間の更新又は第十九条

第三項若しくは第二十条第三項の認可を受けた者

二 第二十五条の規定に違反して、差止請求関係業務に関して知り得た秘密を漏らした者

第五十一条 次のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項(第十七条第六項、第十九条第六項及び第二十条第六項において準用する場合を含む。)の申請書又は第十四条第二項各号(第十七条第六項、第十九条第六項及び第二十条第六項において準用する場合を含む。)に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十六条第三項の規定に違反して、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字をその名称中に用い、又はその業務に関し、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をした者

三 第三十条の規定に違反して、帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

四 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十二条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十三条 次のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第十六条第二項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

二 第十八条、第十九条第二項若しくは第七項、第二十条第二項若しくは第七項又は第二十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十三条第四項前段の規定による通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者

四 第二十四条の規定に違反して、消費者の被害に関する情報を利用した者

五 第二十六条の規定に違反して、同条の請求を拒んだ者

六 第三十一条第一項の規定に違反して、財務諸表等を作成せず、又はこれに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした者

七 第三十一条第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による調査において説明をせず、若しくは虚偽の説明をした者

八 第三十一条第三項の規定に違反して、書類を備え置かなかった者

九 第三十一条第五項の規定に違反して、正当な理由がないのに同条第四項各号に掲げる請求を拒んだ者

十 第三十一条第六項の規定に違反して、書類を提出せず、又は書類に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者

十一 第四十条第二項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者

附 則

この法律は、平成十三年四月一日から施行し、この法律の施行後に締結された消費者契約について適用する。

附 則 (平成十八年六月七日法律第五六号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、消費者の被害の状況、消費者の利益の擁護を図るための諸施策の実施の状況その他社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の消費者契約法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 国及び地方公共団体は、適格消費者団体の活動資金が円滑に確保されるよう、環境整備に努めること。また、その情報面における支援措置についても万全を期すること。
- 二 中小企業をはじめとする事業者が予想外の応訴負担を不当に負わされることのないよう、また、いやしくも制度が濫用・悪用されることのないよう、内閣総理大臣は適格消費者団体の認定及び監督を適切に行うこと。
- 三 消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度について、司法アクセスの改善手法の展開を踏まえつつ、その必要性等を検討すること。また、特定商取引法、独占禁止法、景品表示法等の消費者関連諸法についても、消費者団体訴訟制度の導入について検討を進めること。
- 四 適格消費者団体の認定にあたっては、認定の基準を明確にするなど、その透明性確保に遺漏なきを期するとともに、より多くの団体が適格消費者団体の認定を受けられるよう配慮すること。また、その認定、監督等を行うに際して、適格消費者団体の自主的活動を過度に制約することのないよう留意すること。
- 五 消費者契約法に規定する不当な行為のみならず、詐欺・強迫行為を伴う勧誘行為や、民法の公序良俗に違反する条項を含む消費者契約の意思表示、さらには不当な契約条項を含む消費者契約の意思表示を行うことを推薦し提案する行為（いわゆる推奨行為）についても消費者被害の発生防止に万全を尽くすとともに、本法の施行状況を踏まえつつ、差止請求権の対象範囲のあり方についても引き続き検討すること。
- 六 本法に基づく内閣府令、ガイドライン等の運用基準の策定にあたっては、国民生活審議会への適宜の報告を行うとともに、広く消費者の意見を聴き、その反映に努めること。
- 七 本法の運用にあたっては、本委員会における審議において明らかにされた解釈基準等について、消費者、事業者、地方公共団体の消費者行政担当者等をはじめとした関係者に対し十分周知徹底を行うこと。
- 八 本法の施行状況等については、その点検評価に努め、消費者被害の発生・拡大防止のため、消費者対策に万全を期するとともに、地方公共団体に対しても所要の措置をとるよう要請すること。また、本法施行後五年を目途として、運用状況の総合的な評価を行い、本法の見直しを行うこと。その場合において、法令、運用改正等の所要の措置を行う際には、国民生活審議会への適宜の報告を行うとともに、広く消費者の意見を聴き、その反映に努めること。

平成 18 年 5 月 30 日
参議院内閣委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 一、適格消費者団体に期待される役割の重要性にかんがみ、国及び地方公共団体は、適格消費者団体の活動資金が円滑に確保されるよう、環境整備を始めとした諸施策に努めること。また、独立行政法人国民生活センター、地方公共団体等が有する情報が適切かつ効果的に活用されるよう、情報面における十分な支援措置を講ずること。
- 二、適格消費者団体の認定に当たっては、認定の基準を明確にするなど、その透明性確保に遺漏なきを期するとともに、より多くの団体が適格消費者団体の認定を受けられるよう配慮すること。また、その認定、監督等を行うに際して、適格消費者団体の自主的活動を過度に制約することのないよう留意すること。
- 三、中小企業を始めとする事業者が予想外の応訴負担を不当に負わされることのないよう、また、いやしくも制度が濫用・悪用されることのないよう、内閣総理大臣は適格消費者団体の認定及び監督を適切に行うこと。
- 四、本法に基づく内閣府令、ガイドライン等の運用基準の策定に当たっては、国民生活審議会への報告及び同審議会からの意見聴取を適宜行うとともに、広く消費者の意見を聴き、その反映に努めること。
- 五、本法の運用に当たっては、本法の趣旨及び本委員会の審議において明らかにされた解釈基準等について、消費者、事業者、地方公共団体の消費者行政担当者等を始めとした関係者に対し周知徹底を図り、差止請求に係る制度の健全な普及に努めること。
- 六、確定判決等があった場合の同一事件の後訴の制限に関する規定については、例外的な事由を含め解釈基準等の周知に努めるとともに、本法施行後の差止請求訴訟等の状況を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこと。
- 七、消費者契約法に規定する不当な行為のみならず、詐欺・強迫行為を伴う勧誘行為や、民法の公序良俗に違反する条項を含む消費者契約の意思表示、さらには不当な契約条項を含む消費者契約の意思表示を行うことを推薦・提案する、いわゆる推奨行為についても、消費者被害の発生防止に万全を尽くすとともに、本法の施行状況を踏まえつつ、差止請求権の対象範囲の在り方についても引き続き検討すること。
- 八、消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度について、司法アクセスの改善手法の展開や犯罪収益剥奪・不当利益返還の仕組みの検討を踏まえつつ、その必要性等を検討すること。また、特定商取引法、独占禁止法、景品表示法等の消費者関連諸法についても、消費者団体訴訟制度の導入について検討を進めること。
- 九、本法の施行状況等については、その点検評価に努め、消費者被害の発生・拡大防止のため、消費者対策に万全を期するとともに、地方公共団体に対しても所要の措置を採るよう要請すること。また、本法施行後五年を目途として、運用状況の総合的な評価を行い、時期を失することなく所要の見直しを行うこと。その場合において、法令、運用改正等の所要の措置を行う際には、国民生活審議会への報告及び同審議会からの意見聴取を適宜行うとともに、広く消費者の意見を聴き、その反映に努めること。

右決議する。